

教職員の皆さんへ

平成29年7月20日

既に報道発表等でご承知のとおり、甚だ遺憾なことではありますが、昨日の教育委員会会議において、県立高等学校の教諭を自校生徒に対する「わいせつ行為」により、懲戒免職とし、併せて監督する校長に対しても減給3月の懲戒処分を行いました。

これにより、県内の教育関係職員に対する懲戒処分件数は、監督責任を除いて6件となります。すでに、昨年度同時期の2件を大きく超え、児童生徒に対するわいせつ行為が3件となっていることは、深刻に受けとめなければなりません。

教職員による児童生徒に対するわいせつ行為は、被害に遭った児童生徒の心に一生の傷を負わせるものであるとともに、児童生徒及び保護者だけでなく県民の学校教育への信頼を著しく損なわせるものであり、あってはならないことです。

これまで、あらゆる機会に職員へ綱紀粛正を訴え、再三にわたり不祥事根絶に取り組んできたにもかかわらず、このような事態となっていることは、極めて遺憾です。

不祥事は、日頃から真摯に教育に取り組んでいる千葉県の個々の教職員の信頼をも知らぬ間にむしばんでいく大きな問題です。

一人の引き起こした不祥事が、県下約4万人の教職員が行う地道な教育の営みを脅かすことになることを、職員一人一人が胸に刻み込まなければなりません。

今後とも、学校教育に携わるプロとして、「教育立県ちば」の名に恥じない教育愛と使命感を持ち、日々の教育活動にご尽力されるようお願いいたします。

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也